

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
前文 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 基本原則(第4条) 第3章 市民の権利、役割及び責務(第5条―第9条)				
第5条(市民の権利)				
第6条(市民の役割及び責務)				
第7条(子どもの権利)	(1)VSプロジェクト (2)若者まちづくり団体・プレーヤー登録制度 (3)若者のまちの相談室<新>	高校生対象のまちづくりチーム。高校生ならではの視点を活かした情報発信や関市を舞台にイベントの企画・運営を行います。 関市で自主的かつ主体的にまちづくり活動を実施する15歳から29歳までの若者及びその団体に対し、市が必要な物品の貸与やイベント保険の加入、事業のアドバイス等の伴走支援などのサポートを行います。 若者支援に取り組む地域おこし協力隊員が相談員となり、若者を対象とした相談業務を行います。関市でやりたいことがある若者や悩みがある若者、その家族などが気軽に話ができる場所づくりを目指します。	《実績》令和5年度 関市内在住・在学の高校生17名が参加。月1～2回の活動を実施。主な活動は、SEKI刃物まるわかりブックの作成、刃物まつりでのイベントの実施(あつまれ! すごろくラリー)、まなびかふえへの参加(市内高校活動発表会)、プロキング(ゴミ拾いとジョギングを合わせたフィットネス)の実施 等 《実績》令和5年度 若者まちづくり団体・プレーヤーの登録件数・活動件数 登録件数5件 活動件数6件	施策5 子育て支援 施策8 教育環境づくり 施策9 小中学校教育 施策10 関商工高等学校 施策12 女性・若者活躍
第8条(高齢者、障がい者等の権利)	(1)アクティブGメン♪75(生涯現役プロジェクト)	アクティブシニアセミナーの受講者(50歳代～90歳代)が、農業・木育(刃物)・保育・ICTを4本柱に、子ども食堂やサロン向けの野菜づくり、刃物ワークショップの指導サポート、保育園の野外活動の見守りボランティア、中学校のプログラミング授業のサポートなどを行い、「アクティブに動けるGENKI(元気)なメンバー♪健康寿命75歳以上」を目指します。	《実績》令和5年度 アクティブGメン♪75の登録者数 73人	施策3 障がい者福祉 施策4 高齢者福祉 施策14 多様性社会(ダイバーシティ)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第9条(事業者の社会的責任)	(1)市民活動助成金 (2)ソーシャルビジネス支援助成金 (3)ふるさと応援交付金(ガバメントクラウドファンディング) <新>	住民主体の地域づくりを支援するために、団体が実施する地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業に対して助成を行います。 市民が地域で豊かに生活できる地域づくりを支援することを目的として、市内において、地域の社会的課題の解決や地域の活性化を図るソーシャルビジネスに対して助成を行います。 市内における地域の社会的課題の解決や地域の活性化を図る事業を行う団体、企業等に対し、ふるさと納税型クラウドファンディング(ガバメントクラウドファンディング)の制度を活用して集まった寄付金を原資とした交付金の助成を行います。	《実績》令和5年度 市民活動助成金の交付件数 ときめき助成金(初動支援型) 9件 きらめき助成金(市民提案型) 4件 いきいき助成金(協働提案型) 0件 《実績》令和5年度 ソーシャルビジネス支援助成金の交付件数 0件	施策11 市民協働 施策19 工業 施策20 商業

第4章 議会の責務(第10条)

第10条(議会の責務)	(1)議会に関する情報提供 (2)会議の動画配信	定例会や臨時会終了後に、一般質問の内容や審議結果を広報紙やホームページなどで周知します。市の広報紙内に掲載していた「議会だより」を令和6年から独立させて、単独での発行に切り替えました。本会議及び委員会の会議録をインターネット(会議録検索システム)に掲載します。 本会議の動画をインターネットで配信します。	《実績》令和5年(1月～12月) 市議会だよりの発行回数 年間5回 《実績》より多くの方に視聴していただけるよう、YouTube関市議会公式チャンネル(R2.1～)にて、本会議をライブ配信するとともに、直近の本会議の録画を配信(関市議会ホームページからもYouTubeとのリンクにより視聴可能)	
-------------	--	--	---	--

第5章 行政の責務(第11条～第13条)

第11条(行政の責務)				
→第23条 パブリックコメント制度を参照				

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第12条(市長の責務)	(1)施政方針 (2)市民の皆さんと語る会(市長と語る会・市長とミライと一く)	毎年度、市長の施政方針について、市ホームページで公表します。 ○市長と語る会 市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくことともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより、市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的として、市民の皆さんと語る会を開催します。 ○市長と語る会 市長とミライと一く <新> 令和6年3月から、毎月テーマに合った人を募集し、関市の未来について市長とざっくばらんに話す機会を設けて、意見を今後のまちづくりに活かします。	《実績》令和5年度 令和6年度施政方針を令和6年2月に市ホームページで公表 《実績》令和5年度 市長と語る会・市長とミライと一くの開催回数 2回	施策40 広報・シティプロモーション
第13条(職員の責務)	(1)地域支援職員 (2)市民協働推進員 (3)協働強化月間 <新>	地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員(任期2年)を任命し、各地域(全15地域)に配置します。 市民、市民活動団体、事業者等の多様な主体と行政との協働を推進するため、各部署に市民協働推進員を1名配置します。 また、市民協働推進員に対する研修会を開催し、協働の推進強化を図ります。 7月を協働強化月間と称し、市民活動団体と関市が協働することにより、公共サービスをより細やかに、かつ効率的、効果的に実施できる活動の提案を集中的に募集し、市民と行政のマッチングを促すことで協働の実現を図ります。	《実績》令和5年度 地域支援職員の任命人数 60人 ※ 地域ごとに職員4人を任命 《実績》令和5年度、令和6年度 市民協働推進員研修会(令和5年7月14日) 「協働を育む市民の主体性 ―実践事例(リアル)と論理(ロジック)の紹介―」 講師:馬袋 真紀さん(朝来市役所職員(兵庫県)) 市民協働推進員研修会(令和6年6月13日) 「市民活動の現場で聞こえるリアルな声/協働推進員を紹介するチラシを作成しよう/協働強化月間」	施策43 職員育成

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第6章 市政運営(第14条―第17条)				
第14条(総合計画)	(1)基本構想・実施計画の策定及び進行管理 (2)行政評価の実施及び公表	第5次総合計画の策定・実施計画の策定と、進行管理を行います。 効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。	《実績》 関市第5次総合計画(2018～2027) 平成30年4月策定 関市第5次総合計画後期基本計画(2023～2027) 令和5年3月策定 《実績》令和5年度 令和4年度事業の行政評価を実施し、令和5年10月に市ホームページで公表	施策41 行財政改革・行政評価
第15条(財政運営)	(1)長期財政計画 (2)予算・決算その他財政状況の公表	関市健全な財政運営に関する条例第17条の規定に基づき、長期財政計画を策定します。 予算編成方針・過程の公表や、広報における予算・決算、財政状況等の情報提供、財政状況を分かりやすく解説した「せきしのよさん」「せきしのけっさん」を公表します。	《実績》令和5年度 令和6年度～令和15年度の長期財政計画を令和6年2月に市ホームページで公表 《実績》令和5年度 令和5年11月に「令和4年度せきしのけっさん」を、令和6年3月に「令和6年度せきしのよさん」を市ホームページで公表	施策46 財政運営
第16条(行政評価)	(1)行政評価制度の実施及び公表<再掲:第14条関係(2)>	効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。	《実績》令和5年度 令和4年度事業の行政評価を実施し、令和5年10月に市ホームページで公表	施策41 行財政改革・行政評価
第17条(危機管理)	(1)地域防災計画 (2)関市防災基本条例の制定 <新>	市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策等を行うための計画に沿って実行します。 防災に関する基本理念及び防災対策の基本的な方針を定め、災害に強いまちを実現するために、関市防災基本条例の制定を目指します。(令和6年第2回定例会に上程)	《実績》令和5年度 令和6年3月に関市地域防災計画を修正 <主な修正内容> 学校における防災教育の推進、広域避難に備えた体制の整備、避難情報発令における気象防災アドバイザー等	施策25 防災・減災・消防

第7章 情報の共有等(第18条―第20条)

第18条(情報の共有) →第5条、第10条、第15条、第16条、第20条、第21条、第23条、第27条に関連	(1)まちづくり講演会 (2)自治基本条例の啓発活動 <新>	市民のまちづくり活動の参考となるような講演会を開催します。 市民に広く自治基本条例を知ってもらい、かつ理解してもらうため、ホームページやイベントなどで条例を周知し、啓発を行います。	《実績》令和5年度 令和6年3月19日 関市まちづくり講演会 「地元と移住者が創る賑わい 一六日町通り商店街の再生と復活」 講師:三浦 大樹さん(栗原市地域おこし協力隊(宮城県)) 参加人数 15人 《実績》 関市ホームページに「関市自治基本条例」の紹介ページを掲載	
---	---------------------------------------	---	---	--

関市自治基本条例の運用及び進捗について(表)

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第19条(個人情報の保護)	(1)個人情報の保護に関する法律、関市個人情報保護法施行条例 (2)個人情報の取扱いに関する研修・講演	まちづくりを進めるうえでの個人情報の適切な取扱いについての研修、講演を行います。	《実績》令和6年度 関市自治会連合会桜ヶ丘支部 総務部会 (令和6年6月8日) 「自治会における個人情報の取扱いについて」(講師:市民協働課職員)	
第20条(説明責任)	(1)情報公開制度 (2)行政手続制度 (3)パブリックコメント制 (4)市民の声・自治会要望への対応	関市公文書公開条例 関市行政手続条例 関市パブリックコメント手続実施要綱 市民からの提案や意見、問い合わせ、相談を「市民の声」として電話やメール等で受け付け、速やかに回答します。 また、自治会からの要望を受け付け、速やかに回答します。	《実績》令和5年度 公文書の公開決定状況 公開 39件 部分公開 13件 非公開 1件 不存在 2件 《実績》令和5年度 「市民の声」の処理件数 608件 自治会要望の処理件数 473件(94自治会)	

第8章 参画及び協働(第21条―第27条)

第21条(審議会等)	(1)審議会等の委員の公募 (2)審議会等の会議の公開、会議資料・議事録の公表	審議会等の委員は、公募による市民を含めて選任します。 関市審議会等の会議の公開に関する規程	《実績》令和5年度 各種審議会等の公募状況 公募をする審議会等の数 16機関 公募委員の募集人数 83人 公募委員数 72人 公募による委員の充足率 86.7%	
第22条(住民投票)			※ 平成28年度第1回自治基本条例推進審議会で、住民投票条例の常設化について提案があり、平成28年度第2回自治基本条例推進審議会において審議されました。 「ただちに常設化をする考えはない。」(事務局) 「常設型にすると、年齢制限や住民の範囲など、かなり議論する必要があると考える。市政や議会がある中で住民の参画をどのように自治基本条例に位置付けるかが課題。常設化により全ての問題が解決するわけではない。急がずに議論していくことが大事である。」(会長)	

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第23条(パブリックコメント制度)	(1)パブリックコメントの実施	市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするとき、あらかじめ市民に公表し、意見を聞くパブリックコメントを実施します。	《実績》令和5年度 パブリックコメント案件数 8件 ①関市都市計画道路見直し方針(案) 意見14 修正1 ②関市立地適正化計画改定(案) 意見0 修正0 ③第3期関市障がい者計画(案) 意見0 修正0 ④第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画(案) 意見7 修正0 ⑤関市生涯学習まちづくり推進計画(案) 意見3 修正1 ⑥第9期せき高齢者プラン21(介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画)(案) 意見0 修正0 ⑦関市観光振興戦略(案) 意見48 修正13 ⑧関市防災基本条例(案) 意見10 修正1	

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第24条(地域委員会)	(1)地域委員会 (2)地域づくり支援交付金 (3)地域支援職員＜再掲：第13条関係＞ (4)地域委員会活動の促進	関市地域委員会規則に基づき、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会を認定します。 地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対して地域づくり支援交付金を交付します。 令和6年度から、交付金の加算対象となる事業として、居場所づくり事業(社会とつながるきっかけづくり、居場所づくりその他の不登校の子ども又はひきこもりの人を支援するための事業)が追加された。 地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員(任期2年)を任命し、各地域(全15地域)に配置します。 地域の課題を解決するため、各地域で取り組まれている地域委員会活動に支援を実施します。	《実績》令和5年度 令和5年10月に、瀬尻地域の地域委員会として、「あゆのせ協議会」を認定。これにより、市内全地域(15地域)において地域委員会が認定された。 《実績》令和5年度 地域づくり支援交付金の交付額 15団体 42,581,900円 《実績》令和5年度 地域支援職員の任命人数 60人 ※ 地域ごとに職員4人を任命 《実績》令和5年度 ○各地域委員会の主な事業 別資料のとおり ○市民活動センターによる地域委員会サポートの実績 ・7/30 地域委員会向けの研修会 「地域の課題共有&解決会議」 ・7/12 地域支援職員向けの研修会 「地域カルテの読み方講座」 ・12/7 地域の自慢大会	施策11 市民協働
第25条(市民活動センター)	(1)市民活動センターの運営	市民活動団体設立、運営、事業等の相談業務やコーディネート、活動の助言などのサポート、人材育成、研修、交流の活動を実施します。	《実績》令和5年度 ・市民活動センターの運営状況 センター利用者数 2,261人 センター備品利用者数 1,081人 センター登録団体数 175団体 相談件数 354件	施策11 市民協働

第9章 国、県その他の自治体との協力等(第28条・第29条)

第28条(国、県その他の自治体との協力)		地域創生・3市広域連携協定、東海環状自動車道沿線都市相互の地域活性化推進のための交流連携、中濃広域行政事務組合ほか		
第29条(他地域との交流)			《実績》関市の姉妹都市・友好都市 ・モジ・ダス・クルーゼス市(ブラジル) 姉妹都市宣言(昭和44年5月20日) ・黄石市(中国) 友好都市宣言(平成9年10月24日) ・氷見市(富山県) 姉妹都市宣言(平成11年3月12日)	

条番号・見出し	具体的な施策・取組	概要	実績・経緯	関連する 5次総の施策
第10章 関市自治基本条例推進審議会(第30条)				
第30条(関市自治基本条例推進審議会)		関市自治基本条例推進審議会の開催	《実績》令和5年度 審議会の開催回数 2回	
第11章 その他(第31条)				
第31条(委任)				